

「自動振替サービス取扱規定」

(規定の趣旨)

- 第1条 この規定は、株式会社三菱 UFJ 銀行(以下「三菱 UFJ 銀行」といいます。)を三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社(以下「当社」といいます。)の登録金融機関として当社に開設した金融商品仲介口座(以下「仲介口座」といいます。)における自動振替サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する取決め(以下「本規定」といいます。)です。
- 2 本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、すでに当社と締結している証券取引約款その他の約款および規定等の定めるところによります。

(用語の定義)

第2条 この規定における用語の定義は次のとおりです。

- (1)本サービス 本サービスは、第3条の2に定める「入金サービス」および第3条の3に定める「出金サービス」から構成されます。出金サービスのみのご利用はできません。
- (2)指定預金口座/預金残高 仲介口座にお届出いただいている金銭振込先口座をいいます。また、指定預金口座における預金残高を、単に「預金残高」といいます。
- (3)買付代金等 当社の定める有価証券の買付の注文にかかる約定代金および手数料ならびに当社の定める有価証券の売却の注文にかかる譲渡にともない発生する源泉税等をいいます。
- (4)お預り金等 お客さまからお預りしている売却代金・償還金・利子・配当金・分配金等の金銭(個人のお客さまの場合はMRFを含みます。)をいいます。
- (5)先日付受渡日 受渡日が複数ある場合において最も遅く到来する受渡日をいいます。
- (6)API サービス(銀行残高即時反映) お客さまの同意に基づき、三菱 UFJ 銀行の API サービスを用いて当社が三菱 UFJ 銀行から取得したお客さまの預金残高をオンライントレードにてリアルタイムで取得し、その画面上に表示するとともに、預金残高を買付可能額に加算するサービスをいいます。
- (7)銀行残高日次反映サービス お客さまの同意に基づき、当社が三菱 UFJ 銀行から取得した前営業日の原則 19 時時点のお客さまの預金残高を買付可能額に加算した金額をオンライントレードの画面上に表示するサービスをいいます。

(本サービス)

- 第3条 本サービスは、仲介口座でのお取引に関するサービスです。仲介口座のお取引店を当社の営業店に変更された場合は、別途当社の営業店に開設された口座(以下「証券口座」といいます。)にてお申込みが必要です。
- 2 本サービスは、円貨のみの取り扱いとなります。外貨でのご利用はできません。1 回あたりの入金サービスにおける上限振替金額は 10 億円未満、出金サービスにおける 1 回あたりの上限送金金額は 100 億円未満です。
- 3 お客さまは、次の(1)から(4)のすべてを満たしている場合、当社が定める方法により本サービスの

ご利用をお申込みいただくことができます。

- (1) 指定預金口座は、仲介口座において金銭振込先口座としてお届けいただいている口座と同一とします。本サービス申込みの指定預金口座が、仲介口座で届出の金銭振込先口座と異なる場合は、金銭振込先口座を本サービス申込みの指定預金口座に変更させていただきます。ただし、仲介口座お取引店以外の営業店の預金口座等一部変更ができない場合があります。
- (2) 本サービスの内容を理解し、お客さまの責任において本サービスをご利用いただけること
- (3) 日本国内に居住または所在されていること
- (4) オンライントレードをご利用いただくお客さまのうち、当社が認める認証方法を利用できること
- 4 お客さまが当社の本サービスを書面にてお申込みいただいた場合には、銀行残高日次反映サービス利用規定に基づく第 2 条(7)の銀行残高日次反映サービスについてもご利用いただけます。
- 5 お客さまが本サービスをオンライントレードでお申込みいただいた場合には、銀行残高日次反映サービス利用規定に基づく第 2 条(7)の銀行残高日次反映サービスをご利用いただけるほか、別途三菱 UFJ 銀行のホームページを通じて三菱 UFJ 銀行との間で三菱 UFJ ダイレクト口座契約および API 契約を締結されることにより、API サービス(銀行残高即時反映)利用規定に基づく第 2 条(6)の API サービスをご利用いただけます。API サービスをご利用いただける場合は、原則として、銀行残高日次反映サービスに先立ち API サービスが適用されます。
- 6 本サービスをお申込みいただいた後は、お客さまに「自動振替サービス登録完了のお知らせ」を送付し、本サービス利用開始日をご通知いたします。なお、お申込みいただいた後、本サービス利用開始日まで最大で 20 営業日程度かかる場合があります。
お申込みにあたり、本条第 3 項に従って金銭振込先口座が変更された場合は、あわせて書面によりお客さまにその旨をご通知いたします。
- 7 本サービスのご利用による手数料はいただきません。

(入金サービス)

第 3 条の 2 入金サービスは、指定預金口座にお預けされた預金を、仲介口座における買付代金等に振替できるサービスです。仲介口座にお預り金等の残高がある場合は、当該お預り金等から先に買付代金等に充当し、差し引いた金額を指定預金口座から振替し、仲介口座へ入金するものとします。

(出金サービス)

第 3 条の 3 出金サービスは仲介口座におけるお預り金等を買付代金等に充当した後の余剰金を仲介口座から指定預金口座に送金できるサービスです。なお、既に自動振替サービスをご利用のお客さまについては、当社の定める方法により出金サービスの利用をお申込みいただいた方が対象となります。

- 2 出金サービスの利用を停止する場合は、当社の定める方法によりお申出いただけます。

(オンライントレード利用時の取扱)

第4条 第3条第5項によりAPIサービスをご利用いただけるお客さまのオンライントレードでの注文に際しては、APIサービス利用規定に基づき、ログイン後にリアルタイムで預金残高を当社で取得し買付可能額として加算します。

- 2 オンライントレード以外の注文の場合、または前項に規定する契約を締結されていない場合は、リアルタイムではなく、銀行残高日次反映サービス利用規定に基づき、前営業日の原則19時時点の預金残高を当社で取得し買付可能額として加算します。
- 3 証券口座と仲介口座の両方をご利用のお客さまで証券口座および仲介口座の両口座で本サービスを同一の指定預金口座でお申込みいただいている場合は、オンライントレード上で預金残高が両口座に表示されるため買付可能額が実際と異なる場合があります。
- 4 本サービスの解約後は、買付可能額として預金残高は加算されません。

(入金サービスにおける振替処理)

第5条 入金サービスは約定日基準で振替します。買付代金等の発生した日から先日付受渡日までの間で不足する金額の計算を、約定日の23:00基準で行います。

- 2 仲介口座への買付代金等の振替は、約定日翌営業日から受渡日前営業日までの間は0:15時点で前項に基づき計算された金額について行います。受渡日当日の振替は、①0:15時点、②13:00時点、③18:00時点、④21:00時点で前項に基づき計算された金額について行います。このため、受渡日の21:00以降に指定預金口座へご入金された場合、振替が間に合わない場合があります。
- 3 預金残高が充当金額に満たない場合は、本サービスにも基づく振替のすべてを行わず証券取引約款の定めに従います。

(出金サービスにおける送金処理)

第5条の2 出金サービスは受渡日基準で送金します。売却代金等を買付代金等に充当した後の余剰金の計算を、受渡日の前営業日の23:00基準で行います。

- 2 指定預金口座への送金は、受渡日当日11:00以降に前項に基づき計算された金額について行います。
- 3 約定日から受渡日までの間に当社の休業日(金曜日夜間等を含みます。)をはさむ場合、仲介口座からの出金は受渡日の前営業日の翌日、指定預金口座への送金は受渡日に反映されません。

(本サービスの停止)

第6条 本サービスが不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合は、本サービスのご利用を制限させていただく場合があります。

(登録内容の変更の届出)

第7条 当社へのお届出内容を変更される場合は、所定のお手続きが必要になります。なお、お手続きの完了まで本サービスをご利用いただけない場合があります。

(本サービスの解約)

第8条 以下の事由のいずれかに該当する場合は、本サービスが解約され、「APIサービス」/「銀行残高日次反映サービス」がご利用できなくなります。

- (1)お客さまが本サービスの解約を希望され、所定の方法により当社に申出た場合
- (2)第3条3項(1)～(4)のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (3)その他、本サービスを解約することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、または、やむを得ない事由により当社より解約の申出をする場合

(本サービスの免責事項)

第9条 当社は、当社の故意または重大な過失により生じた損害等を除き、次に掲げるお客さまの損害等については、その責を負いません。

- (1)第3条に基づきサービスの内容が制限されたことにより生じた損害等
- (2)第3条に定めるお申出および第7条に定める変更の届出を行う前に生じた損害等
- (3)やむを得ない事由による本サービスの提供の中止または中断、もしくは内容等の変更により生じた損害等
- (4)その他お客さまの故意または過失により生じた損害等

(規定の変更)

第10条 本規定の改廃は、証券取引約款が定める方法により行います。

以上
2026年6月